我孫子町報

発行所
千葉県我孫子町
我孫子町役場
電話 206番
我孫子 142番
242番

編集及発行者
責任者
三井啓今

給與改正条例等を可決

教育委員に松岡氏を同意

＝議会報告＝

去る七月二日午前九時我孫子町役場に招集された町臨時議会は会期を十日までと決め議事を進めたが都合で二十四日まで延期して職員の給与に関する改正条例及び教育委員の任命について同意を求める議案を含む十件の議案と前回の臨時議会から継続審議に付されていた三件の議案及び三月の定例議会において継続審議を附託されていた昭和三十年度本町才入才出決算等お最終まで可決されて閉会した。

▽議案第一号
工事請負契約の締結について
才三小学校校舎の木造二階建二教室（五十八坪）の請負契約を締結するにあたり議決を求める案で契約の相手は岡重三郎氏で請負金額壱百六拾弐万円である。

▽議案第二号
我孫子町一般職の職員の給与に関する条例の全部を改正する条例の制定について
本案は国家公務員に準じて一般職員の給与条例を改正したものであり主なる改正点は給料表と勤務地手当を暫定手当と改めた二点である。

▽議案第三号
我孫子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本案は給与条例の改正に伴い職員の職務の等級が改められたので従前の職務級を改めたものである。

▽議案第四号
我孫子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
本案は国家公務員に準じて一般職員の給与条例を改正したものであり主なる改正点は給料表と勤務地手当を暫定手当と改めた二点である。

▽議案第五号
我孫子町消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について
本案は給与条例の改正に伴い職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本案は職員の給与条例の改正に伴い一般職の教育長の給与についても、右にならって改正されたものである。

▽議案第六号
我孫子町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本案は職員の給与条例の改正に伴い一般職の教育長の給与についても、右にならって改正されたものである。

▽議案第七号
我孫子町消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について
本案は給与条例の改正に伴い一般職員の給与に関する

流行性感冒の病源から予防まで

流行性感冒と云つてもなんだ風邪かと愚うかも知れませんが普通に皆さんが風邪と呼んでいるものとは違います。この病気は爆発的に流行するばかりでなく局地に単発又は散発的に発生することもあります。

流行性感冒は一種の伝染病であることは今さら申し上げるまでもありませんがこの病氣の病原体はインフルエンザ菌であると云はれておりましたが本当の病源体は、インフルエンザ、ヴイールスなのです。今から二十年前に、イギリスで発見されてから、最近にいたるまで、非常に細かい研究が行われた結果、いろいろのことがわかつて來ました。

インフルエンザヴイールスは、人間の呼吸器管の粘膜に、非常に親和性を持つていて、そこに菌が侵入して繁殖すると、その人はインフルエンザにかかることになります。つまり患者がせきをしたり、談笑したり、くさめしたりする時にとびちる小さな霧沫と一緒に、ヴイールスが空気中に飛散します。これを周りの人が吸いこむと伝染します。

流行性感冒の症状は、多種多様であつて、軽重さまざまの段階があります。ヴイールスが侵入してから、多くは、一～二日、長くも三～四日後に症状があらわれて来ます。何んとなく、体の調子がおかしいとか、だるいとかいうこともありますが、多くはさむけがして、急に熱が出ます。体温が三八度から四〇度にもなり、戦慄「がたがたふるえる」が来ます。頭がわれるように痛く、腰や、方方のふしぶしが非常にいたむ場合が多い。二、三日目がもつともひどく、食慾は減じて仕事も手につかないようになります。すると間もなく、眼や鼻腔や咽喉のカタルが始つて、涙が流れ出し鼻がつまり、水の様な鼻汁が流れて、咽喉にかわいた感じや、痛みを覚えるようになります。また咳も出て来ます。扁桃腺もはれて声がかれることが多い。顔は上気したように赤く、多少眼も充血して来ます。

◎手当―かかつた時には

流行性感冒にかゝつた場合は、軽症であつても軽く考えず、病気の初めから治るまで、充分に安静を守ることが一番大切です。かゝつたと思つたらすぐ床につくことです。インフルエンザの治療というものは、静かに寝て、あたゝかくしていることが根本であることを忘れてはなりません。先年の大流行の際に、死亡した人、学生、労働者で床につかず、安静を守ることができず、血気にはやつて休養を怠り、そのために肺炎をひきおこした人々が大多数を占めています。よくそのことを考えて見て注意しなければなりません。

◎予防―かからないために

流行性感冒の予防としては、先づ感冒の場合と同じく健康の保持と、皮膚の寒冷刺激に対する鍛錬が大切です。

◇その一つ　空気銃は必ず届け出ましよう

流行性感冒の流行時には、過労におちいらないようにすることが大切です。からだが過労になつている時は、どのような病気にもはゝり易くなり、ヴイールスの侵入を容易にします。また大切です。

＝衛生係＝

秋季狂犬病予防注射実施

×××

狂犬病予防法第五条により秋季狂犬病予防注射を左記により実施いたしますから飼育者はお忘れなく受けられるよう御願いいたします。

記

十月七日午前九時～十一時　根戸下天王様
〃　午后一時～三時　秀源寺
十月八日午前九時三十分～十一時　柴崎神社
〃　午后一時～三時　西善寺
十月九日午前九時三十分～十一時久寺家会館
〃　午后一時～三時　真間寺
十月十日午前九時三十分～十一時　市川駅西口
〃　午后一時～三時　市川駅照明院
十月十一日午前十時～午后三時　市役所
注射料金　一頭　一二〇円
備考
(イ)印かんはお忘れなく御持参下さい。
(ロ)小雨決行雨天の場合は中止し後日改めて通知する

運動会のシーズン

寒さに備く過ぎる吹く風もさわやかな子供なげすとも誘ひはねたくなる今日此の頃朝から晴天のよい花火の音とともに運動会のシーズンが訪れてまいりました。

競争として運動場を走り廻る我が子を見たときに親としての幸福をこれ程味えることは少いでしよう。

運動会に、子供と一緒に楽しく過すことに明日からの仕事への原動力となることであろう。

（写真は我孫子中体育祭）九月十五日

可愛いい赤ちゃんのため必ず予防接種を

予防接種法に基きジフテリヤ及百日咳予防接種を左の日程により行いますから該当者は全員接種されますよう御知らせいたします。

記

一、該当者
1ジフテリヤ　昭和三十一年七月一日より十二月三十一日までに生れた者
2百日咳　昭和三十二年一月一日より六月三十日までに生れた者
二、日時及び場所

十月十四日～十月十四日	〃二十四日	興陽寺
十月十五日～十月十五日	〃二十五日	才二小学校
十月十六日～十月十六日	〃二十六日	才三小学校
十月十七日～十月十七日	〃二十七日	才三小学校
十月十八日～十月十八日	〃二十八日	湖北小学校
十月十九日～十月十九日	〃二十九日	布佐支所

毎日午后一時～三時まで

三、料金は一名に付三十日までに生れた者　一、甘時及び場所

狩猟解禁日を前にしてお願い

鑑期解禁日を目前に控えていろいろの準備をしておられることと思いますがこの二つほど皆様方に守つて戴きたいことをお知らせいたします。

◇その一つ　空気銃は必ず届け出ましよう

ややもすると届け出を忘れて空気銃を所持したり鑑期外に狩猟したりする方があるように見受けられますが右のことは固く法律で戒しめられておりますから今年はくれぐれも注意して下さい。

銃砲等所持している方で未届の方は早急に警察署又は猟友会に届け出て下さい。

なお毎年更新する狩猟登録証明も必らず忘れずに受けて下さい。登録料は金五〇〇円で証明書の交付は東葛農林事務所（元地方事務所）で取扱つております。

◇その二つ　ホホジロ鶯等の飼養に許可を受けて下さい

ホホジロや鶯等を許可なく飼養していて方が多いですが無許可で飼うことは出来ません。狩猟法違反となりますので今すぐ役場経由知事宛申請して下さい。

知事の許可を必要とする飼養鳥獣は次の七種類です。

マヒバリ、ウソ、ホホジロ、ヒバリ、メジロ、ヤマガラ、ウグイス

この外に農林大臣の許可を受けなければ飼養出来ない野鳥獣もありますから詳細については役場産業課へお尋ね下さい。（産業課）

森林火災保険金額の改正

昭和三十二年度造林施行分より左記の保険金額により保険契約をする事となりました。

記

一町当り保険金額

	改正前	改正後
樹種		
杉・ひのき	参万円	弐万五千円
まつ類	弐万五千円	参万円
広葉樹		

社会保障制度について

社会保障制度については国でもいろいろの角度から研究されており新聞等においても報道されているのであるが本町においても去る九月二十四日の臨時議会において、改老年金及び生業資金貸付の制度が可決されましたここにその内容についてお知らせいたします。

敬老年金制度

敬老と長壽を祝福し、その家庭の平和と住民福祉の敬老年金は数え年八十八才以上の高令者に年金として毎年参千円をおくる制度です。

この年金は毎年九月十五日の「年寄の日」を中心にして贈られることになり本年は九月二十八日に予定されております。

年金を受けているものが

1ジフテリヤ　三十円
2百日咳　二十円

四、その他
1母子手帳を御持参下さい。
2この予防接種は三回受けて下さい。
3日程変更の場合は別に御知らせいたします。

死亡したとき及び町外に住所を移転したときは受給資格はなくなりますが死亡したときはその遺族に対してその半金が贈られます。

生活の自立を図り生業資金を必要とされる方へ福音

生活の自立を図るため生業資金を必要とされる方々は左の要領で生業資金を貸付いたします。

◎貸付条件
①我孫子町に居住する者
②一世帯三万円以内
③期間は二年以内
④利子は年三分
⑤6ヶ月以内の据置期間
⑥償還は元金均等償還
⑦延滞利子は日歩三銭（支払期日の翌日から支払の日まで）

◎保証人

借受人と連帯責任を負はなければならず町民税を完納している人でなければ保証人となれない。

おおよその概要は以上の通りでありますがくわしいことについては後日申込みを受付けるときにお知らせいたします。

本制度は早急に実施される予定です。

× × ×

三小増築工事始まる

本年度地一の学校建設事業である我孫子第三小学校増築工事は去る八月二十二日に入札を行い百六十二万円で岡田重三郎氏に落札した。

この工事は木造二階建二教室を増築する計画で屋根は厚型スレート葺である。

去る九月六日に起工式を終り上棟式も近く行はれるであろう。

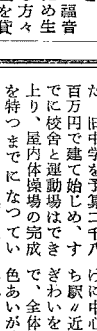

各地だより（旭市）

農業の近代化に―とりかかる―

合併して総合中学校を完成

二十八年十月に町村合併促進法が施行されてから、三年間に新しく七市が発足をした。その中で、旭市は才五番目に名のりをあげた新市である。

市になつて、二十九年七月当時は、人口三万と四名増築工事は去る八月二十二日に入札を行い百六十二万円で岡田重三郎氏に落札した。

この工事は木造二階建二教室を増築する計画で屋根は厚型スレート葺である。

去る九月六日に起工式を終り上棟式も近く行はれるであろう。

（もとの飛行場から塩が出る）

海岸から六粁も離れた場所で海水から塩をとつていたから、その頃の自治法の定める最低人口よりわずか四人を越したギリギリの人口でゴールインしたとして出発するまでには、二十九年二月に旭町、矢指、富浦の旧三町村が合併し、更にその年の六月には共和、豊畑の二村を合わせ、その後に海上町の一部を二回にわたり編入すると

という数次に及ぶ合併を重ねてきた。

六ケ月という短期間に一町四村の五つの自治体が一市にまとまり適正化されてきたわけである。

（三つの中学校を統合）

合併後、間もなく中学校の学級適正化にのり出し、三方に分散していた旧中学を予算二千八百万円で建て始じめ、すでに校舎と運動場はできあがり、屋内体操場の完成を待つまでになつている。このほか特異な点では、九十九里沿岸寄りの小、中学児童七十五名が不漁続きで学校にも出られない現状に置かれているため、この長欠児童に対して補導学級を設けて教育に務めているということである。

（市の繁栄は農業から）

市長は「農の進展は、旭市民の繁栄をもたらすことになるので土地改良に力こぶを入れているが、この事業と並行して農家の意識は見られないなかつた、農業の技術や機具に大きな関心を示してきているので、これから急テンポで農業経営の近代化が実現される」と旭市の〃あけぼの〃を語つてくれた。

作に向うといつてもわずかで、芋のとれどころとして作られ、一日に十五トンの生産されている。

（代表的いも王国）

もともと大平洋岸にあたる矢指、富浦の一部を除き、旧町村いずれも農業を主としてきた地域だが、旧中心部には見られないが、旧町村の大部分は農業の産業といつても農産物が重点となり、市政も農業に力が注がれている。

市になつてから四百五十名の産業人口のうち、農業に従事する人口は、二千五百五十人で、これは市人口の三分の一に当たる三千人に対して、二分の一に当たる三千人の手により栽橋も完成する予定であります。

雨天を除いた毎日約十名の作業員がこれに当つている。

本町の都市計画の中で、この道路の維持修繕のために保証人となれない。

おおよその概要は以上の通りでありますがくわしいことについては後日申込みを受付けるときにお知らせいたします。

本制度は早急に実施される予定です。

× × ×

各課の仕事

建設課の巻

町道の総面積約一・四平方粁（約百四十町歩）町全体の面積の三・四％を占めるこの道路の維持修繕のために作業員がこれに当つている。

おおよその概要は以上の通りでありますがくわしいことについては後日申込みを受付けるときにお知らせいたします。

本制度は早急に実施される予定です。

× × ×

各課の仕事④

建設課の巻

の準備を進めておりましてようやく全町に亙たる三千分の一の図面も完成されて急に都市計画の仕事が始まります。

本町の都市計画が完成したとき始めて道路も完全なものになり本町の発展も約束されることでしよう。

昭和二十七年から始めた町営住宅建設事業は本年三十二戸を建設する予定であり昨年までに建設した七十五戸をあわせると百七戸を数え将来もこの事業は続ける予定であります。

この事業は非常に大きい事業はかりでこの外に本町が建設する学校等公共建物は総べてこの課で設計されて、入札に附して工事が進められますが皆様方の家屋の新築、増築、改築等の申請は、県知事の許可の申請事務もこの課で扱つております。

又昨年から始められた舗装一取手線前の一環である失対事業による手賀沼架橋の突き出し道路は現在約八〇％（我孫子側）の工事を終り昭和三十四年度中には県の手により架橋も完成する予定であります。

この課の仕事は非常に大きい事業はかりでこの外に本町が建設する学校等公共建物は総べてこの課で設計されて、入札に附して工事が進められますが皆様方の家屋の新築、増築、改築等の申請は、県知事の許可の申請事務もこの課で扱つております。